　記入にあたっては裏面の説明をよくお読みください。

公　欠　届

（元号）　　年　　月　　日

授業担当教員

　　　　　　　　　　　先生

所　　　属

学生証番号

氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　します

　このたび、第　　号の事由により、下記期間中の授業を公欠　　　　　　ので、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　しました

お届けします。

公欠期間　（元号）　　年　　月　　日　～　（元号）　　年　　月　　日

　公欠事由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公欠する（した）授業科目名 | 開講曜日時限 | 公欠する（した）日 |
|  | 曜日　　時限 | 月　日，　月　日，　月　日 |
|  | 曜日　　時限 | 月　日，　月　日，　月　日 |
|  | 曜日　　時限 | 月　日，　月　日，　月　日 |

　添付書類

　学務担当事務確認欄

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

　※授業担当の先生へ

この届は、「千葉大学における授業の公欠に関する取扱いについて（平成２８年

　　３月１０日教育研究評議会申合せ）」に基づき提出するものです。該当する授業科

目については、同申合せの規定による適切な取扱いをお願いいたします。

公欠届記入上の注意

公欠届は、下表の区分にしたがい、必要事項を記入してください。

（１）第　号については、下表により第一号から第四号のいずれかを記入してください。

（２）公欠「します」「しました」のどちらかを○で囲んでください。

（３）公欠期間の欄は、下表に記載する期間を記入してください。

（４）公欠事由の欄は、区分により次の事項を記入してください。

①第一号：亡くなった方の続柄及び死亡日〔記入例：「○月○日父死亡のため」〕

②第二号：病名及び「罹患した」「感染したおそれがあった」の別〔記入例：「麻疹に感染したおそれがあったため」〕

③第三号：教育実習・介護等体験・その他（具体的な名称を明記）の別及び実習（体験）等を行う学校（施設）等名〔記入例：「教育実習に参加のため・○○県立○○高等学校」〕

④第四号：大会の名称及び開催される場所等〔記入例：「全国○○大会に出場のため・○○市総合体育館」〕

（５）授業科目名等の欄が足りない場合は、適宜欄外又は別紙に記載してください。

（６）添付書類の欄は、下表に記載する添付書類の名称等を記入してください。

（７）公欠届は、学部、研究科又は学府（以下「学部等」という。）の学務担当事務に添付書類等を提示して確認を受けた後、事前又は公欠後最初の授業の際に、届のみを担当教員に提出してください。

（８）公欠期間中の試験等について、追試験等を希望する場合は、学部等により取扱いが異なりますので、担当教員又は学務担当事務にお問い合わせください。

　公欠事由別一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 公欠事由 | 公欠期間 | 添付書類 | 届の提出時期 |
| 第一号 | 忌引き（二親等以内）の場合 | 一親等（父母等）及び配偶者：連続した７日間以内  二親等（祖父母・兄弟姉妹等）：連続した３日間以内 | ・「会葬礼状」等 | 出席可能となった後一週間以内 |
| 第二号 | 学校保健安全法施行規則第１８条に規定する感染症（※1）に罹患した場合、又は感染したおそれがある場合 | 診断書等に記入されている出席停止期間（２か月を超えた場合を除く。） | ・医療機関発行の「診断書」又は「治癒証明書」（※2）  ・総合安全衛生管理機構発行の証明書等 | 出席可能となった後一週間以内 |
| 第三号 | 教育実習・介護等体験等のうち当該学生の所属する学部教育委員会等の長が必要と認めた場合 | 実習等に参加する期間 |  | 事前又は出席可能となった後一週間以内 |
| 第四号 | 課外活動において、関東甲信越大学体育大会、東日本医学生体育大会等又は全国大会以上の大会に出場する場合 | 大会等に出場する期間 | ・実施要項、パンフレット等 | 事前又は出席可能となった後一週間以内 |

　※1 学校保健安全法施行規則第１８条に規定する感染症

* 第一種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号において同じ。）
* 第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
* 第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

　※2 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）及び新型コロナウイルス感染症に関する添付書類

* 医療機関が発行した診断書のほか、診療明細書、薬剤情報提供書等を添付書類とし、治癒証明書については提出を要さないものとする。